# 中間報告書一の概要ラウンドテーブル外為決済リスクに係る

# 同時決済導入を目指す 金融庁監督局健全性 2020年度上期までに信託勘定への

課長補佐 朝倉 利恵 金融庁監督局健全性基準室

論を行ってきた。本稿では、金融庁が今年8月に公表した「外為決済リスクに係進めるべく、金融庁は昨年12月にラウンドテーブルを設置して幅広い関係者と議入されておらず、外為決済リスクが存在している。信託勘定への同時決済導入をバンク取引の大部分で同時決済が行われている一方、信託勘定では同時決済が導外為決済リスクが顕在化すると巨額の損失が生じうるため、わが国でもインター

# ヘルシュタット銀行事件金融システムを脅かした

るラウンドテーブル中間報告書」の概要を解説する。

銀が米銀に円を支払う場合、米おいて行われる。たとえば、邦いて行われる。たとえば、邦について整理しておこう。について整理しておこう。

銀が日本銀行に当座預金口座銀が日本銀行に当座預金口を振り替えることにより決済円を振り替えることにより決済を行う。米銀が日銀当預を直接を行う。米銀が日銀当預を直接の日銀当預に四を振り替えることができる。いずれにしても、とができる。いずれにしても、とができる。いずれにしても、

日本市場の取引時間中に円の決済が行われることとなる。米銀済が行われることとなる。米銀は、同様に、米国市場においてヨーク連邦準備銀行に保有してヨーク連邦準備銀行に保有してつか、もしくはコルレス銀行をうか、もしくはコルレス銀行を通じて邦銀に米ドルを支払うこととなる。

銀行に支払ってしまい、ニュー 中に独マルクをヘルシュタット 独マルクを支払って米ドルを受 場後に経営破綻した。その日に 時の西ドイツのヘルシュタット 事件」である。1974年、当 も重要なリスクといえよう。 極東に位置し、欧米との時差が 要性が認識され、バーゼル銀行 国際的な監督協力の枠組みの重 てしまった。この事件を機に、 を受け取ることができなくなっ ヨーク市場において米ドル資金 行は、すでにドイツ時間の午前 領する取引をしていた多くの銀 銀行が、フランクフルト市場閉 出来事は「ヘルシュタット銀行 大きい日本の金融機関にとって 決済リスク」である(図表1)。 を取りはぐれるリスクが「外為 いの行われる時差によって元本 ってしまう。この各通貨の受払 ルの元本総額を受領できなくな 銀は円を支払ったものの、米ド ルを支払う前に破綻すると、邦 当該リスクに係る最も有名な 邦銀が米銀に円を支払

監督委員会が設立されるなど、

金融システムの安定を脅かした

大事件であった。

- 円 **∢....**ドル

3

CLS

2

同様の事件が発生した。 決済リスクが顕在化するという を受け取ることができず、外為 BCCI銀行が営業停止処分と 91年には、ルクセンブル 邦銀を含む外銀が米ドル クの

国の中央銀行による検討が行わ するCLS銀行が稼動すること versus-Payment)(注1)を提供 れを受けて、2002年には、 ポートが96年に公表された。こ 構築を求めるオールソップ・レ 削減する多通貨決済システムの これらの出来事をふまえて、 ! 時決済 「際決済銀行(BIS)で主要 銀行界に対して、 (PVP: Payment リスクを

### C 時決済の仕組みにある。 した

制度の規制監督を受ける。また 目的銀行であり、 多通貨同時決済に特化した特別 CLS銀行は米国に設立された LS銀行を使った決済である。 同時決済する主要な方法は、C 在、 金融機関が外為取引を 米国連邦準備

外為決済リスクが顕在化する仕組み

〔図表1〕 日本市場 米国市場 時 差 日本銀行 NY Fed 13W 邦銀 円 米銀 邦銀 米ドル 米銀

[図表2] 同時決済によって外為決済リスクを回避する仕組み

CLS 銀行 A行 B行 4)同時 円口座 米ドル口座 米ドル口座 円口座 3 日本銀行 NY 連銀 (5) B行 A行 6 CLS A行 B行 ·····> 1

央銀行 員会が、その業務の適切性やリ 成される協調オーバーサイト委 CLS取扱い通貨を発行する中 な方法は、 て同時決済するための最も簡素 ングを行っている。 スク管理等について、 金融機関がCLS銀行を使 (日本銀行を含む) で構 自らが決済メンバー モニタリ

となって、 CLS銀行に口座を

> 明する 交換する外為取引を行った場合 を例に、 あるA行とB行が円と米ドルを こでは、ともに決済メンバーで 開設する方法である (図表2)。 CLS決済について説 (注2)。

> > 決済が終了する。

るB行口座に支払われ

日銀ネット 行)にあるCLS銀行の口座に、 (支払通貨の発行国の中央銀 円を支払うA行は日 (支払通貨の発行国 1本銀 行

> ネットを使って日本銀行内にあ 銀行内のB行口座の円は、 行口座の米ドルがA行口座に同 を、 L S 銀 は、 システム) ニューヨーク連銀内にあるA行 の米ドルは、Fedwireを使って の後、CLS銀行内のA行口座 時に振り替えられる(④)。そ 金し(③)、CLS銀行内で、 CLS銀行は払い込まれた金額 0 口座に支払われ(⑤)、CLS A行口座の円がB行口座に、B A行とB行の口座にそれぞれ入 って米ドルを払い込む (②)。 中央銀行が提供するRTGS CLS銀行内に開設された ニューヨーク連銀にあるC 行の口座にFedwireを使 米ドルを支払うB行 を使って円を払い込 日銀

貨(注3) すべてに係る各国の 行が決済の対象としている18通 が行われている。 間帯に決済される必要がある。 済が実行されるため、 決済システムが稼動している時 C E T こうしたプロセスで一斉に決 の午前7時から決済 中央ヨーロッパ時間 CLS銀

#### 信託勘定への同時決済導入に向けて

提供する金融市場インフラ(F 公表し、 理するための監督上の指針」を 引の決済に関連するリスクを管 ゼル銀行監督委員会が「外為取 等をふまえ、13年2月に、バー 外為市場が急速に拡大したこと ている。 決済リスクを削減するよう求め MI)を利用すること」を通じ、 務的に可能な範囲で同時決済を 決済が可能になったことや、 金融機関に対して「実 CLS銀行を使った同

同時決済が推奨されている。 が策定され、BISから公表さ て「グローバル外為行動規範」 行と民間市場参加者とが協力し 含む世界16カ国・地域の中央銀 た (注4)。 また、17年5月には、 同規範においても、 Н [本を

#### 求幅 め広 のてRTを設置公い関係者の議会 論

を

に係る決済リスク削減のため、 行政方針」において、 公表した「平成28事務年度金融 がるなか、 クに対応する国際的な動きが広 記 のように、 金融庁は16年10月に 外為決済リス 外為取引

> 掲げた。 同時決済 0) 促進に努める方 針

わらず、 考えられる取引があるにもかか わかった。一方、信託勘定にお あるものの、 ワップや主要通貨以外の取引に バンク取引においては、 の結果、リスクの高いインター いないことが判明した。 いては、リスクが相応に高いと に対応済みと認められることが ついて今後対応を要する課題が 実施し、 て各業態へのアンケート 金融庁では、 実態把握を行っ 同時決済が導入されて おおむね同時決済 当該方針に沿 通貨ス -調査を

引の規模、 られる。しかし、 ては、バーゼル銀行監督委員会 為決済リスク管理の重要性につ まずは当該指針の内容および外 リスクプロファイルをふまえる 指針においても、 とは必ずしも妥当でなく、 きわめて小さい金融機関を含む の指針を規制化する方法も考え よう求められている。 全対象先に一律に規制を課すこ 外為決済リスクへの対応とし のため、本邦においても、 特性、 銀行の 複雑性および 外為取引量が 外為取 当該

> ることとした。 因を把握し、課題の解消に努め ている取引については、 主的な対応を促し、 いて金融機関に周知を図って自 対応が遅れ その要

> > 有されており、

インター

-バンク

他国のファンド取引に

の重要性は業界内で十分に共

銀行、 T広い関係者と具体的な解決策に 本年8月に中間報告書を公表し 論を行っているところであり、 者に参加を要請し、精力的な議 カストディアン、CLS銀行と 信託銀行、 12月にラウンドテーブル があると考えられたため、 ついて十分な議論を尽くす必要 る課題への対応については、 とくに、 った幅広い本邦外為市場関係 ) を設置した。 RTにおいて 日本銀行、 運用会社、グローバル・ 取引相手である為替 本邦信託勘定にお 金融庁に加え、 16 年  $\widehat{R}$ 幅 it

## 導同 入時期にまで議論が及ぶ時決済の必要性から

#### 至 時決済の導入が必要との認識に (1) 勘定における取引について、 RTでは、参加者全員が信託 同 一時決済導入の必要性 実際のところ、 同時決

同

り、 であった。 に至っていないというのが実情 が求められるため、 関係者全員による課題への対応 可能となる。 的な業務環境を整備することが と整合的で、より安全かつ効 b なか、信託勘定における取引に 時決済を前提としたものとなる たってさまざまな課題があり、 されている。本邦信託勘定にお おいてはすでに同時決済が導入 しえないものであり、 事者双方が合意しなけれ 金融機関のオペレーションが ていたからではなく、 いては、当該リスクが軽視され 同時決済を導入することによ 同時決済の利用が拡大し、 グローバル・スタンダード 同時決済は取引当 いまだ導入 取 導入にあ 引関 は成立 同

者が広く導入し、利用可能性 高めることが求められる。

## ②導入にあたっての課題

取 に何度か同時決済導入に向けた 組みが業界内で検討されたに 一要性はすでに認識され、 このように、 同時決済導入の 実際

章がある。 があり、導入に至らなかった経 もかかわらず、いくつかの課題

い、約定済みの為替取

別に

当てしてもらう日中流動性の供 決済時間までの間、円資金を手 の対応を行うためには、CLS CLS決済をしない場合と同様 用の効率化を図る必要があり、 できない。信託ファンドにおい ことができず、円資金の運用が 間では14時)まで円を受領する T7時(日本時間の15時、夏時 には、早い場合であってもCE しかし、CLS決済を行う場合 た円資金を同日運用している。 ない場合には、午前中に受領し を行っており、CLS決済をし つなげて全体的な資金繰り運営 決済を行った後、証券決済等に 信託ファンドにおいては、外為 が限定的なことがある。通 ては顧客との関係からも資金運 最初にあげられる課題として 前述のCLS決済の時間帯

る。たとえば、信託元本の増減変更するのか検討する必要があまでの実務フローをどのように決済を導入するためには、これ決済を導入するためには、これ

与が必要となる。

別果園) 解表に向けて 別果園) 解表に向けて 別果園) 解表に 別果園) 解表に のいて分割や期日短縮といった点や、 に取り決めるための標準決 事前に取り決めるための標準決 事前に取り決めるための標準決 事前に取り決めるための標準決 事前に取り決めるための標準決 を交換するの かといった点などについて、信 がといった点などについて、信 がといった点などについて、に がといった点などについて、に がといった点などについて、に がといった点などについて、に がといった点などについて、に がといった点などについて、に がといった点などについて、に がといった点などに がといった。 がといった。 のでは、 ので

## は発ぎ草(さんご)), RTにおいては、すでに同時(3)課題の解決に向けて

17 によいでは、では、いいのできる限りオペレーションの調和を図ることにより、関係の調和を図ることにより、関係の調和を図ることにより、関係が出された。一方、海外ファンが出された。一方、海外ファンが出された。一方、海外ファンが出された。一方、海外ファンが出された。一方、海外ファンが出された。一方、海外ファンが出された。

アンがファンドに対して個別にを行うグローバル・カストディのファンド取引において、決済のファンド取引において、決済

審査を行い、供与しているケースが紹介された。日本の信託ファンド取引においても同様に、がファンドごとに審査を行い、当該ファンドが信用条件等を満当該ファンドが信用条件等を満きす場合には日中流動性の供与を行うことが可能であることが確認された。

本邦信託ファンド取引における新しい市場慣行の整備についる新しい市場慣行の整備については、東京外為市場委員会が信託協会とともにプロジェクト・チームを設立し、実務担当者間チームを設立し、実務担当者間のた。

CLS決済の導入に伴い追加 でよる決済の導入に伴い追加 を損失が発生しうる決済リスク 管理のためには必要なものであ り、今後、受益者等顧客に十分 な説明を行い、理解を得ること な説明を行い、理解を得ること

### 4)段階的導入

京市場における慣行を確立したできる限り早期に対応を進めるできる限り早期に対応を進めるできる限り早期に対応を進めるのでは、リスクの高い取引からっては、リスクの高い取引からっては、リスクの高い取引から

合意された。 ーズの2段階で実施することが ーズの2段階で実施することが があることが のかで表した本格フェ

外資系の運用会社が外資系の外資系の運用会社が外資系の運用会社においても、リスクの対応可能である。また、日系の対応可能である。また、日系の対応可能である。また、日系の対応可能である。また、日系の利益においても、リスクのわれる件数も限られていることわれる件数も限られていることわれる件数も限られていることから、早期に対応できる。

の時間を要する。

との結論に至った。施を進めることが、より効率的このため、2段階に分けて実

# 準備状況を確認予定来夏にも金融機関の

今後金融機関には、RTにお

#### 信託勘定への同時決済導入に向けて

ことにより、より安全で効率的 うした地道な努力を積み重ねる 備状況を確認する予定である。 夏ごろに再度RTを開催し、準 置を講じ、同時決済導入に向け ける合意事項に沿って必要な措 も貢献できればと考えている。 な金融システムの実現に少しで 庁としては、関係者とともにこ 整備に努める所存である。金融 よる対応が円滑に進むよう環境 続き議論を重ね、各金融機関に 日本銀行とともに、業界と引き ロジェクト・チームにも参加し、 められる。 た準備を着実に進めることが求 東京外為市場委員会のプ 金融庁としても18年

(注)1 2種類の通貨の決済を行う 際に、一方の通貨の支払いが行われることを保証の支払いが行われることを保証する仕組み。

2 直接決済メンバーとなる方法以外に、「サードパーティ」 決済を依頼する間接参加の方法 として、決済メンバーにCLS

ロ、円、スイスフラン、英ポン3 豪ドル、カナダドル、ユー

年7月17日号32ページ)参照。 年7月17日号32ページ)参照。 年7月17日号32ページ)参照。

(本稿の執筆にあたっては、榎本英高 (本稿の執筆にあたっては、榎本英高 ) 本稿における意見は執筆者の個人的 本稿における意見は執筆者の個人的 本稿における意見は執筆者の個人的

見畿。